第11494号 平成 18年 12月 18日 (月) (毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

告																
〇都市計	画事	業の	認可						 	 			(都市	可情页	画課)	1
○生活保	護法	の規	定に。	よるケ	~護 機	関の	) 指定	<b>₹</b>	 	 			(社会	⋛福ネ	油課)	1
○道路の	区域	変更							 	 			(道路	各保金	全課)	3
公																
〇土地改	良区	役員	の退化	壬及て	〆就 任				 	 · (農	村計	画•	技術	う管 F	浬課)	4
〇換地計	画の	適否	決定						 	 			(農木	∮整∮	備課)	4
登																
○道路交																
限に関	する	規則							 	 . (	寥 木	部 •	<b>办</b> 追	負指す	葟 課)	5

#### 告 示

### 熊本県告示第 1268 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可 をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 施行者の名称 玉名市
- 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画道路事業 3・5・11 号立願寺横町線及び 3・ 4・2号築地大倉線
- 事業施行期間 平成 18 年 12 月 18 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 収用の部分 熊本県玉名市岩崎字灰島、高瀬字横町及び高瀬字本町地内 使用の部分 熊本県玉名市岩崎字灰島地内 事業地

### 熊本県告示第 1269 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次 のように指定した。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションスマイル	有限会社勝寿会	平成 18 年 11 月 1 日
八代市郡築二番町 93 番地 2	八代市郡築二番町 203 番地 5	

# 〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションスマイル	有限会社勝寿会	平成 18 年 11 月 1 日
八代市郡築二番町 93 番地 2	八代市郡築二番町 203 番地 5	

# 〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇きずな歯科医院	我那覇 生純	平成 18 年 9 月 1 日
阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	

# 〔通所介護〕

2 平成18年12月18日月曜 熊	本 県 公 報	第11494号
事業者の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
JA やつしろデイサービスセンター花	八代地域農業協同組合	
みずき	八代市古城町 2690	平成 18 年 11 月 20 日
八代市鏡町両出 73		
デイサービスセンターさくら湯	社会福祉法人敬愛会	平成 18 年 11 月 10 日
八代市日奈久下西町 554-6	八代市日奈久塩北町 2905	
有明ライトハウス	有限会社ライトケア・コーポレーショ	平成 18 年 11 月 14 日
天草市有明町大島子 2627-1		
	天草市今釜新町 3709 番地	
にしき園デイサービスセンターおおづ	社会福祉法人洋香会	平成 18 年 10 月 1 日
る 球座型領町平 70 平地	球磨郡錦町木上 150 番地の 1	
「福祉用具貸与」		
	東要老の夕称取び正左地	化学年月日
業所の名称及び所在地 株式会社タートル	事業者の名称及び所在地 株式会社タートル	指定年月日 平成 18 年 8 月 3 日
菊池市隈府 279	菊池市隈府 279	十八 16 千 6 万 5 日
[小規模多機能型居宅介護]	WICHENIA 212	
業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館 柿の木の家	特定非営利活動法人福祉の町づくりを	平成 18 年 11 月 17 日

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館 柿の木の家	特定非営利活動法人福祉の町づくりを	平成 18 年 11 月 17 日
阿蘇郡小国町黒渕 2959 番地	すすめる会	
	阿蘇郡小国町黒渕 2959 番地	

# 〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションスマイル	有限会社勝寿会	平成 18 年 11 月 1 日
八代市郡築二番町 93 番地 2	八代市郡築二番町 203 番地 5	

# 〔介護予防訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションスマイル	有限会社勝寿会	平成 18 年 11 月 1 日
八代市郡築二番町 93 番地 2	八代市郡築二番町 203 番地 5	

# 〔介護予防居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇きずな歯科医院	我那覇 生純	平成 18 年 9 月 1 日
阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	阿蘇市一の宮町宮地 1983-4	

# 〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
JA やつしろデイサービスセンター花	八代地域農業協同組合	平成 18 年 11 月 20 日
みずき	八代市古城町 2690	
八代市鏡町両出 73		
デイサービスセンターさくら湯	社会福祉法人敬愛会	平成 18 年 11 月 10 日
八代市日奈久下西町 554-6	八代市日奈久塩北町 2905	
有明ライトハウス	有限会社ライトケア・コーポレーショ	平成 18 年 11 月 14 日
天草市有明町大島子 2627-1		
	天草市今釜新町 3709 番地	
にしき園デイサービスセンターおおづ	社会福祉法人洋香会	平成 18 年 10 月 1 日
る	球磨郡錦町木上 150 番地の 1	

# 球磨郡錦町西 70 番地

# 〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館 柿の木の家	特定非営利活動法人福祉の町づくりを	平成 18 年 11 月 17 日
阿蘇郡小国町黒渕 2959 番地	すすめる会	
	阿蘇郡小国町黒渕 2959 番地	

# 〔介護予防福祉用具貸与〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タートル	株式会社タートル	平成 18 年 8 月 3 日
菊池市隈府 279	菊池市隈府 279	

# 〔特定福祉用具販売〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タートル	株式会社タートル	平成 18 年 8 月 3 日
菊池市隈府 279	菊池市隈府 279	

# [特定介護予防福祉用具販売]

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社タートル	株式会社タートル	平成 18 年 8 月 3 日
菊池市隈府 279	菊池市隈府 279	

#### [居宅介護支援]

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
津奈木町社会福祉協議会	社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会	平成 18 年 11 月 14 日
葦北郡津奈木町小津奈木 2123 番地	葦北郡津奈木町小津奈木 2123 番地	

# 〔地域包括支援センター〕

業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
富合町地域包括支援センター	医療法人緑幸会	平成 18 年 4 月 1 日
下益城郡富合町古閑 964-1	下益城郡富合町古閑 1012 番地	
芦北町地域包括支援センター	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日
葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	

# 熊本県告示第 1270 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域を変	変更す	る	区	間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
		阿蘇郡南阿蘇村	大字河陽字章	葛原				10.2		
							前	~	57.2	
一般	阿蘇公園		5542	2番2	2 地 党	こから		14.8		仮設迂回
県道	下野線	同 所						10.2		路
							後	~	57.2	
			554	1番2	2 地芽	まで		17.4		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 18 日

# 公 告

# 熊本県公告第918号

大津町護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。 平成18年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名		氏	名		住所
退任					
理事	村	山	春	木	菊池郡大津町矢護川 3088 番地
"	合	志	義	_	菊池郡大津町杉水 178 番地
"	石	原	大	成	菊池郡大津町杉水 2729 番地
"	安	永	忠	文	菊池郡大津町杉水 2601 番地
"	藤	坂		巧	菊池郡大津町矢護川 2456 番地
"	永	田	光	雄	菊池郡大津町矢護川 3014 番地 2
"	永	田		博	菊池郡大津町矢護川 3083 番地
"	今	村	誠	吾	菊池郡大津町矢護川 1374 番地
"	大	村	信	種	菊池郡大津町矢護川 1332 番地
"	今	村	達	也	菊池郡大津町矢護川 1033 番地
"	永	田		照	菊池郡大津町矢護川 242 番地
"	府	内		傳	菊池郡大津町平川 2519 番地
"	松	岡	星	基	菊池市旭志尾足 355 番地
監事	清	水		誠	菊池市旭志川辺 571 番地
"	今	村	信	敬	菊池郡大津町矢護川 1287 番地
就任					
理事	村	山	春	木	菊池郡大津町矢護川 3088 番地
"	合	志	義	_	菊池郡大津町杉水 178 番地
"	石	原	大	成	菊池郡大津町杉水 2729 番地
"	安	永	忠	文	菊池郡大津町杉水 2601 番地
"	藤	坂		巧	菊池郡大津町矢護川 2456 番地
"	永	田	光	雄	菊池郡大津町矢護川 3014 番地 2
"	永	田		博	菊池郡大津町矢護川 3083 番地
"	今	村	誠	吾	菊池郡大津町矢護川 1374 番地
"	大	村	信	種	菊池郡大津町矢護川 1332 番地
"	今	村	達	也	菊池郡大津町矢護川 1033 番地
"	永	田		照	菊池郡大津町矢護川 242 番地
"	府	内		傳	菊池郡大津町平川 2519 番地
"	松	岡	星	基	菊池市旭志尾足 355 番地
監事	清	水		誠	菊池市旭志川辺 571 番地
"	今	村	信	敬	菊池郡大津町矢護川 1287 番地

# 熊本県公告第 919 号

本渡土地改良区理事長塩田實治から認可の申請があった方原地区の換地計画については、 平成18年12月11日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。 関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議 を申し出ることができる。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 19 日から 平成 19 年 1 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 本渡土地改良区
- 3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

### 登載依頼

# 熊本県公安委員会規則第20号

道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則を次のように定める。

平成 18 年 12 月 18 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則

道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程(平成2年熊本県公安委員会規程第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定に基づき熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う車両の使用者に対する指示、法第75条第2項及び第75条の2第1項の規定に基づき公安委員会が行う自動車の使用制限並びに法第75条の2第2項の規定に基づき公安委員会が行う車両の使用制限について必要な事項を定めるものとする。

(指示書)

- 第2条 次の各号に掲げる指示は、それぞれ当該各号に定める様式により、当該指示に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「管轄署長」という。)を経由して行うものとする。
  - (1) 法第22条の2第1項の規定による指示にあっては、指示書(別記様式第1号)
  - (2) 法第58条の4の規定による指示にあっては、指示書(別記様式第2号)
  - (3) 法第66条の2第1項の規定による指示にあっては、指示書(別記様式第3号) (監督行政庁に対する意見照会書)
- 第3条 法第75条第3項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取は、車両の使用制限命令に関する意見照会書(別記様式第4号)により行うものとする。

(車両の使用制限書等)

- 第4条 法第75条第9項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の文書の様式は、車両の使用制限書(別記様式第5号)のとおりとする。
- 2 前項の車両の使用制限書の交付及び法第75条第9項の標章のはり付けは、当該命令に係る管轄署長が行うものとする。
- 3 使用制限の期間は、第1項の車両の使用制限書を交付した日を初日として計算する。 (標章の除去申請等)
- 第5条 法第75条第10項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申請は、当該申請に係る管轄署長を経由するものとする。
- 2 法第75条第10項の規定による標章の除去は、当該申請に係る管轄署長が行うものとする。

(自動車の使用者に対する報告要求書)

- 第6条 法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出の要求は、自動車の使用者に対する報告要求書(別記様式第6号)により行うものとする。 附 則
  - この規則は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県道路交通規則 (昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改 正する。

第 43 条を次のように改める。

第43条 削除

別記様式第1号(第2条関係)

 熊公委達第
 号

 年
 月

 日

# 指 示 書

殿

熊本県公安委員会
印

道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
「ある車両	車両(登録)番 号	
指	示 事 項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指	示の理由	

#### (注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して1年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

#### 教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、 熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から 起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第2号(第2条関係)

熊公委達第 号 日

# 指 示 書

殿

熊本県公安委員会
印

道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
「	車両(登録)番 号	
指	示 事 項	など車両に係る過積載を防止するため必要な措置を講ずること。
指	示の理由	

# (注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して1年以内に当該自動車について過積載をして自動車を運転する行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

#### 教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、 熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から 起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第3号(第2条関係)

熊公委達第 号年 月 日

# 指 示 書

殿

熊本県公安委員会
印

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 置	
ぶる 車両	車両(登録)番 号	
指	示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指	示の理由	

#### (注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

#### 教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、 熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対して異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から 起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号(第3条関係)

熊公委第 号 年 月 日

# 車両の使用制限命令に関する意見照会書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法の規定に基づき、下記のとおり車両の使用制限の命令を行う予定であるので、意見が あれば、 年 月 日までに、文書により回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

処分の理由				
処分の年月日(予定)		年	月	日
処分の期間(予定)	登録(車両)番号			日間
処分に係る車両	使用の種別			

# 別記様式第5号(第4条関係)

交付年月日	•	•									
交付番号											
		車	一両	の	使	用	制	限		委達第 年	号 日
		展	<b>叽</b> 汉								
								熊	本県公会	安委員会	印
命令の	年 月	日						年	J	1	日
使用者の氏名 ては、その名称 の氏名) 及び信	<b>外及び代表</b>										
使用の本拠の名	名称及び	位置									
車両の番号	標の番	等号									
運転禁止	の期	間							年 月	日から	日間
22 12 27 11		13							年 月	日まで	1117
運転禁止	の理	由									

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

備考 車両の使用制限命令に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、 行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。 別記様式第6号(第6条関係)

熊公委達第 号年 月 日

殿

熊本県公安委員会即

# 自動車の使用者に対する報告要求書

車両(登録)番号(号)の使用状況等について、道路交通法第75条の2の2第2項の規定により、下記事項についての報告又は資料の提出を要求します。

記

車	名		等	
使	用	者	名	
旦	答	期	限	年 月 日まで
報告	奇等 要	東 求 틯	事項	

- 注1 報告を要求された方は、下記照会先まで文書により回答してください。資料の提出を要求された方は、要求事項を証明する書類を下記照会先まで送付してください。
  - 2 あなたが報告した事項又は提出した資料は、上記自動車に対する指示又は使用制限命令に関しての参考事項とさせていただき、その他のことには使用しません。

照 会 先 〒 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110